

令和5年度みやぎ型農福連携普及拡大事業業務に関する企画提案募集要領

この企画提案募集要領は、「令和5年度みやぎ型農福連携普及拡大事業」に係る業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、事業の企画提案を広く募集し、受託者を選定するために必要な事項を定めたものです。

1 委託業務の概要・目的

農業・農村における高齢化及び人口減少による担い手の減少への対策が急務となっている一方で、障害者の就労機会等の改善も課題となっており、農業と福祉の連携への関心が高まっています。

本業務は、本県における農業と福祉の連携推進のため、農業法人等の農業者と福祉関係事業者による農産物の生産販売等を目的とした相互の連携（以下「農福連携」という。）の普及拡大を目的とし、農福連携のマッチング支援及び農福連携の普及啓発活動を実施するものです。

2 委託内容

- (1) 業務名 令和5年度みやぎ型農福連携普及拡大事業業務
- (2) 業務概要 別紙仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和6年3月8日まで
- (4) 事業費（委託の上限額）
金3,000,000円（消費税及び地方消費税込みの額）

3 スケジュール（予定）

令和5年6月16日（金）	公募開始
令和5年7月4日（火）	質問受付締切（正午締切）
令和5年7月7日（金）	提案書類提出締切（正午締切）
令和5年7月中旬（予定）	選定委員会（プレゼンテーション）
令和5年7月下旬（予定）	契約締結

4 公募参加資格の要件

本業務に関する企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす法人とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 本県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領に基づく資格制限を受けている期間でないこと。
- (4) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (5) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）及び宗教法人（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しないもの。
- (6) 当該業務を円滑に履行できる体制が整備できること。

5 企画提案書の作成・提出方法

企画提案書は、令和5年度みやぎ型農福連携普及拡大事業業務仕様書（以下「仕様書」という。）及び本要領4及び6を踏まえながら、次の項目に留意して作成願います。

なお、企画提案にあたって、企画提案者が、業務内容に付加を行うことは差し支えありません。

- (1) 提出（作成）書類

体裁は、A4版とします。

- ①応募申込書（様式1）：正本1部、写し7部
- ②企画提案書（様式2）：正本1部、写し7部
- ③見積金額提案書（様式3）：正本1部、写し7部
- ④宣誓書（様式4）：正本1部

(2) 留意事項

- ①応募は1者1提案とします。
- ②応募書類の提出に際しては、正本1部、写し7部をA4ファイルに綴り提出してください。
また、応募書類は電子媒体（USB等）での提出もお願いします。
- ③表紙及び背表紙には、提案事業タイトルと提案事業者名を記入してください。
- ④提出後における書類の差し替えは認めません（県が補正等を求める場合を除く）。
- ⑤応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。
- ⑥提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。
- ⑦この企画提案に係る費用は、すべて企画提案者の負担となります。

(3) 添付書類

事業者概要（既存の資料で可）：8部

(4) 応募書類の返却

提出された書類等は原則として返却しませんので御了承ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(5) 質問事項等の受付

当該企画提案募集に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ①受付期間 令和5年7月4日（火）正午まで
- ②受付方法 指定様式（様式5）を用いて、電子メールの方法のみにより受け付けます。なお、電話・訪問などによる照会・質問は受け付けしません。

電子メール：nosinp@pref.miyagi.lg.jp

- ③回答方法 質問及び回答事項を取りまとめの上、「宮城県農業振興課ホームページ」に掲載します。

(6) 提出先

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1
宮城県農政部農業振興課先進的経営体支援班
TEL 022-211-2833
FAX 022-211-2839

◆提出期限 令和5年7月7日（金）正午必着（郵送あるいは持参）

6 企画提案書の審査

- (1) 企画提案選定委員会において、(5)の審査基準に基づき、提出された企画提案書及びプレゼンテーションによる審査を行います。
- (2) 企画提案者によるプレゼンテーション
 - ①プレゼンテーションへの出席者は、1者当たり3名以内とします。
 - ②1者当たりの持ち時間は質疑応答を含めて30分以内とし、後日連絡する時間割により行います。応募状況等に応じて予備審査を行う場合があります。
 - ③プレゼンテーションは、企画提案書（様式2）を説明するため、パワーポイント等を使用した資料を別に作成し、出力したものを当日8部持参することも可能とします。

※開催時間及び場所の詳細は別途連絡します。

- (3) プレゼンテーションに出席しない企画提案者の企画提案は無効とします。
- (4) 審査の結果、最も優れた提案のあった企画提案者が業務を適切に実施できると判断される場合は委託候補者としますが、業務を適切に実施できないと判断される場合は、再度、企画提案を募

集するものとします。また、企画提案者が1者の場合も審査を行い、業務を適切に実施できないと判断される場合は、再度、企画提案を募集するものとします。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

(5) 審査基準

審査項目	審査の視点
①基本的事項について	○事業目的及び事業内容を十分理解した上で、運営体制や実施方針、提案内容が明確かつ具体的であるか。 ○農福連携の取り組みが生み出されるような意欲ある計画となっているか。
②農福連携の普及啓発事業について	○セミナーについて、周知方法、開催方法、時期等、普及啓発するための十分な内容となっているか。 ○PR活動について、周知方法、開催方法等、十分な集客が見込める計画となっているか。
③農福連携マッチング支援事業について	○現地視察研修会について、周知方法、開催方法、時期等、農福連携の理解を深めるための十分な内容となっているか。 ○農福連携ネットワークへの加入促進や会員相互の情報共有を図る取組は十分か。 ○専門家派遣により効果的かつ十分な支援が可能な内容となっているか。 ○農福連携のマッチングを行うために十分な体制及び内容となっているか。
④農福連携推進のための実態把握・周知について	○農福連携の現況等を把握するための十分な内容となっているか。 ○本業務の実績や農福連携事例等について広く周知できる内容となっているか

(6) 審査結果は、プレゼンテーションに参加した全企画提案者に通知します。

(7) 審査結果の公表は、プレゼンテーション参加者の1位票の数等を公表いたしますが、選定された業務委託候補者以外は、個別の評価点が特定できないよう配慮します。なお、企画提案者が2者以下の場合、点数は公表いたしません。また、公表方法は、県政情報センター及び県政情報コーナーにおける閲覧方式といたします。

7 契約手続きについて

(1) 審査会で選定された委託候補者に当該業務を委託することとします。

(2) 選定された委託候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、事業の運営、仕様、工程、実施体制等について詳細を協議し、契約の手続きを行います。

(3) 契約に当たっては、委託候補者との調整により、概算払について契約書に記載することができるものとします。

(4) 選定された委託候補者が委託契約を辞退した場合には、企画提案の審査で次点の評価を受けた企画提案者を委託候補者とします。

(5) 事業の実施に当たっては、県と協議の上、進めることとします。